

令和3年第8回臨時会 議案ごとの議決結果一覧

区分	番号	件名	報告日
議会報告	20	例月現金出納検査の結果について	10月15日

区分	番号	件名	上程日	付託先委員会	付託月日	議決結果	議決月日
議案	106	周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について	10月15日	企画総務	10月18日	否決	10月19日
		議案第106号「周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について」に対する修正案	——	——	——	否決	10月19日

区分	番号	件名	上程日	付託先委員会	付託月日	議決結果	議決月日
議員提出議案	2	徳山大学公立化に対し市民の意見を取り入れる機能を高めることを求める決議について	10月19日	——	——	原案可決	10月19日

議案第106号「周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について」に対する修正案

議案第106号「周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について」を次のように修正する。

令和3年10月18日 提出

提出者 周南市議会議員 魚 永 智 行

周南市議会議員 中 村 富美子

周南市議会議員 渡 辺 君 枝

議案第106号「周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について」に対する修正案

議案第106号「周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例制定について」を次のように修正する。

第3条第3項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第4条に次の1項を加える。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

第6条第1項中「委員会」を「委員会の会議（以下「会議」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

第6条第3項中「委員会」を「会議」に改める。